

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年10月7日（火） 8：07～8：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣）

松島みどり 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

下村博文 国務大臣（文部科学大臣）

塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）

西川公也 国務大臣（農林水産大臣）

小渕優子 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）

望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

江渡聡徳 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

竹下亘 国務大臣（復興大臣）

山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○国会提出案件 12件

○法律案 9件

○政令 3件

○人事 6件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「国家戦略特区基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、租税特別措置法及び地方税法の改正に伴い、課税の特例措置の追加等を行うものであります。

次に、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び有村大臣から御発言があります。

次に、「独占禁止白書」について、御決定をお願いいたします。本件は、独占禁止法に基づき、昨年度の入札談合事件等の処理の状況などについて、国会に報告するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書11件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案9件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案」は、本年8月の人事院勧告どおり、一般職の国家公務員の俸給月額、期末・勤勉手当の引上げ等を行うものであります。また、「特別職の職員の給与に関する法律」、「裁判官の報酬等に関する法律」、「検察官の俸給等に関する法律」及び「防衛省の職員の給与等に関する法律」の一部改正法案は、それぞれ、特別職の公務員、裁判官、検察官、防衛省職員について、一般職の公務員と同様の改定を行うものであります。

次に、「国家公務員退職手当法の一部改正法案」は、人事院勧告に基づく給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、一般職及び特別職の公務員等の退職手当の調整額の改定を行うものであります。

次に、「関税暫定措置法の一部改正法案」は、日・豪経済連携協定を実施するため、同法において関税についての所要の国内手続を定めるものであり、「日・豪経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案」は、同協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等を適切かつ確実にを行うための措置を定めるものであります。

次に、「特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案」は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を行うため、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別の措置を定めるものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月14日と定めるものであり、「同機構法施行令の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、機構がその業務として特定債権買取りを行う場合についても、その債権に関し株式会社日本政策金融公庫と信用保証協会との間に成立している保険関係が消滅しないこととするものであります。

次に、第4次地方分権一括法の施行に伴う「経済産業省関係政令の整備等政令」

は、協業組合等の設立認可及び監督等に係る事務を、国から都道府県に移譲する等同省関係政令の規定の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が20か国財務大臣・中央銀行総裁会議出席等のため9日から12日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、インドネシア国駐箚大使鹿取克章を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、特命全権大使川田司に、国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を命ずること等、外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、外務省及び防衛省の自衛官人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、統合幕僚長岩崎茂が退官し、その後任に、海上幕僚長河野克俊を充てるものであります。

次に、栗原忠男外152名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外の人事案件について、申し上げます。第23回危険業務従事者叙勲3,604名について、御決定をお願いいたします。なお、発令日までの間に死亡した者につきましては、死亡日の日付で勲章を授与することとし、また、勲章を授与することがふさわしくない事由が生じた者につきましては、その発令を留保することとしております。報道関係の取扱いにつきましては、10月11日午前5時から報道解禁となっておりますので、名簿の取扱いにつきましては、特に御留意いただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から、去る8月7日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて申し上げます。

本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。

その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

○菅国務大臣：次に、有村大臣。

○有村国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり、平成26年度の改定を行うとともに給与制度の総合的見直しを実施する。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。

なお、これらの措置の実施と併せて、国家公務員の退職手当制度について、給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、必要な改正を行う等の措置を講ずる。

以上が、この閣議決定案の内容でございます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理は海外出張いたしますが、その出張不在中、甘利大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じます。

○菅国務大臣：これもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上もちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔平成26年〕  
10月7日 (火)

## ◎一般案件

資料あり

- 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について  
(決定) (内閣官房・内閣府本府)
- 〃 ○ 公務員の給与改定に関する取扱いについて  
(決定) (内閣官房・財務省)

## ◎国会提出案件

資料あり

- 平成25年度公正取引委員会年次報告書について  
(決定) (公正取引委員会)
1. 参議院議員有田芳生(民主)提出北朝鮮の再調査報告に関する質問に対する答弁書について(決定) (内閣官房)
1. 参議院議員浜田和幸(改革)提出「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問に対する答弁書について(決定) (同上)
- 〃 ○ 1. 参議院議員浜田和幸(改革)提出東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問に対する答弁書について(決定) (内閣府本府)
1. 参議院議員有田芳生(民主)提出山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問に対する答弁書について(決定) (警察庁)
1. 参議院議員有田芳生(民主)提出拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問に対する答弁書について(決定) (外務省)
1. 参議院議員有田芳生(民主)提出新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問に対する答弁書について(決定) (文部科学省)

1. 参議院議員有田芳生（民主）提出新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（文部科学省）
1. 参議院議員浜田和幸（改革）提出東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（農林水産省）
1. 衆議院議員阿部知子（無）提出原子力発電所の再稼働に求められる安全性等に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（原子力規制委員会）
1. 衆議院議員阿部知子（無）提出高校生等に対する自衛官等募集ダイレクトメール送付及び住民基本台帳情報利用に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（防衛省）
1. 衆議院議員照屋寛徳（社民）提出普天間飛行場の「5年以内運用停止」の期限算定の始期及び運用停止の状態等その定義に関する質問に対する答弁書について（決定）  
（同上）

#### ◎法律案

- 資料あり
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）  
（内閣官房・財務省）
  - 〃 ○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）  
（同上）
  - 〃 ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）  
（法務省・内閣官房・財務省）
  - 〃 ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）  
（同上）
  - 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）  
（防衛省・内閣官房・財務省）

資料あり  
資料あり

- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案  
(決定) (内閣官房・財務省)
- 〃 ○ 関税暫定措置法の一部を改正する法律案 (決定)  
(財務省)
- 〃 ○ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案 (決定) (同上)
- 〃 ○ 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案 (決定)  
(防衛・財務省)

◎ 政 令

資料あり  
資料あり

- 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定)  
(内閣府本府・金融庁・総務・財務・厚生労働・経済産業省)
- 〃 ○ 株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令 (決定) (同上)
- 〃 ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (決定) (経済産業省)

◎ 人 事

資料あり  
資料あり  
資料あり

- ☆ 財務大臣麻生太郎の海外出張について (了解)
- 特命全権大使鹿取克章を願に依り免ずることについて (決定)
- 〃 ○ 特命全権大使川田 司に国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を命じ、特命全権大使梅本和義外 2 名に国際農業開発基金総務会総務たる日本政府代表等を命免し、財務官山崎達雄外 7 名に国際通貨基金第 69 次年次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理等を、財務官山崎達雄外 4 名に多数国間投資保証機関第 27 次総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて (決定)

- 資料あり
- 各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
  - 〃 ☆元国立市議会議員栗原忠男外152名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成26年〕  
10月7日 (火)

資料あり ◎人事  
○第23回危険業務従事者叙勲について (決定)

[○署名あり ☆署名なし]